

いばらき

第418号

雇用ニュース

2017年2月



偕楽園～好文亭内（水戸市）観光いばらき「写真ひろば」より

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 日雇労働者を雇用される事業主の皆様へ 3～4
- ・ 育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きについて 5
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース） 6～7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.29倍

「雇用情勢は、改善が進んでいます」

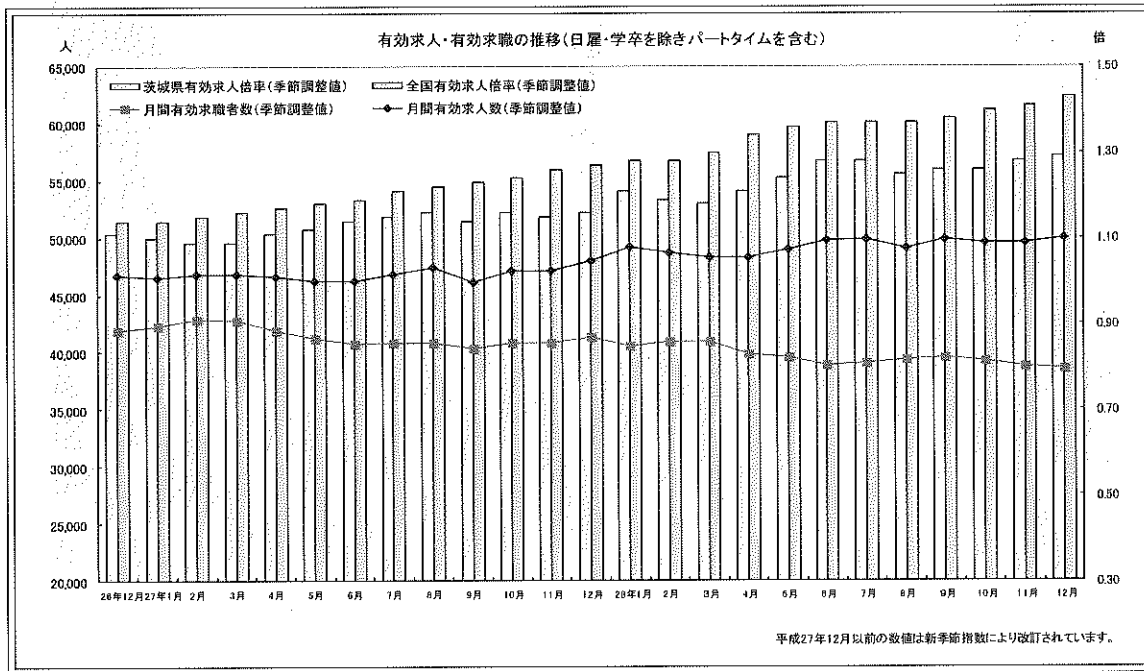
1 概況

12月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は15,822人で、前年同月と比較して5.5%増と2か月連続で増加しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比1.5%の減少、常用的パートタイムの求人は、同8.2%の増加となりました。新規求職申込件数は6,841件で前年同月比11.5%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同12.5%の減少、常用的パートタイムは同10.1%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同13.7%の減少となり、高齢求職者（60歳以上）は同9.3%の減少となりました。

有効求人（原数値）は、48,369人で前年同月比は3.6%増加と14か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は34,269人で同6.7%減と、41か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.29倍（季節調整値）で、前月を0.01ポイント上回りました。なお、原数値は1.41倍と前年同月を0.14ポイント上回りました。



平成27年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は15,822人となり、前年同月比で5.5%増と2か月連続で増加しました。

産業別にみると、「教育、学習支援業」が（前年同月比27.5%増）、「卸売業、小売業」（同27.0%増）、「サービス業」（同18.8%増）、「製造業」（同14.6%増）などで増加となりましたが、「宿泊業、飲食サービス業」（前年同月比21.3%減）、「生活関連サービス業、娯楽業」（同20.4%減）、「情報通信業」（同18.2%減）、「学術研究、専門・技術サービス業」（同7.3%減）「建設業」（同3.5%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比16.2%増）500～999人（同6.0%増）300～499人（同0.9%増）100～299人（同2.9%減）30～99人（同9.5%増）29人以下（同5.1%増）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比1.5%の減少となり、常用的パートタイムは同8.2%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は1,418件で、前年同月と比較し18.9%減少となり3か月連続の減少となりました。また、新規求職申込件数に占める割合は20.7%で、前年同月（22.6%）と1.9ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は7,268人と、前年同月比で10.2%減と39か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は331人で、資格喪失者の割合では4.6%（前年同月6.4%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比28.0%減となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は6,841件となり、前年同月比で11.5%減と3か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は70.3%（前年同月70.9%）と0.6ポイント下回り、数では前年同月比で12.5%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で29.7%（前年同月29.1%）と0.6ポイント上回り、数では前年同月比で10.1%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数6,785人のうち34歳以下の若年者の占める割合は39.5%で2,683人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は18.1%で1,231人となりました。

日雇労働者を雇用される事業主の皆様へ

近年、雇用保険印紙の不適正貼付などによる日雇労働求職者給付金（以下「給付金」）の不正受給が多く見受けられます。また、本来は給付金を受給できない、特定の事業主に長期間継続的に雇用される労働者が給付金を受給している例が多数あることが判明するなど、日雇雇用保険制度の運用見直しが必要になっています。

このため、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークでは全国で以下のとおり日雇雇用保険制度の運用見直しを行うこととしましたので、ご理解・ご協力をお願いします。

■ 雇用保険法の日雇労働者の定義

- ❖ 日雇労働者は、日々雇用される事業所が異なり不安定な就労にあるために、これらの就労実態に応じた制度として日雇雇用保険制度を設けています。
- ❖ 雇用保険法における日雇労働者とは、「日々転々と異なる事業主に雇用される労働者」であるため、たとえ、事業主と日々雇用契約を締結して就労していたとしても、同一の事業主に継続して就労している事実がある場合には、雇用保険法においては日雇労働者には該当しないことから、日雇給付金の支給を受けることはできません。
- ❖ 同一の事業主に継続して就労している労働者は、一般被保険者などとしての適用要件を満たす場合には一般被保険者などへの切替を行い、一般被保険者などとしての適用要件を満たさない場合には、雇用保険そのものが適用除外となります。

■ 随時必要な場合に、書類による確認や現地調査を実施します。

- ❖ 印紙購入通帳の新規交付及び更新を行う際に、ハローワークから依頼があった場合は速やかに、直近の2か月分の就労現場届及びその現場についての契約書・受注書等の提出をお願いします。
 - ・ 労働者との雇用契約書の提出をお願いする場合があります。
 - ・ 元請事業所や発注元事業所に必要な事項を確認する場合があります。
 - ・ 提出しない場合は、印紙購入通帳の新規交付・更新ができません。
- ❖ ハローワークでは、必要に応じて、現地調査を実施するとともに、貴社への発注元や元請会社に発注状況などを確認する場合があります。
 - ・ 事前連絡なしに職員が突然訪問することがあります。
 - ・ 現地調査においては、出勤簿、賃金台帳、総勘定元帳などにより事業実態、就労実態を確認するとともに、賃金額に応じた印紙の貼付状況を確認します。
 - ・ また、元請事業所や発注元事業所に必要な事項を確認するとともに、雇用している日雇労働者にも就労状況を確認する場合があります。
- ❖ ハローワークの職員の訪問等により、日雇労働者の雇用実態を詳細に確認する場合があります。確認の結果、雇用保険法の日雇労働者に該当しない場合、一般被保険者などへの切替が必要になります。

- ❖ ハローワークから指導票を交付された場合は3か月以内に一般被保険者等への切替手続をお願いします(一般被保険者等への切替手続が行われない場合にはハローワークが職権により一般被保険者等に切替えます。)

■ 印紙購入通帳の更新・印紙保険料の取扱い

- ❖ 平成29年2月1日以降の取扱いとして、過去1年間に印紙の使用実績がない事業所は、日雇労働者を確実に雇用する見込みがある場合を除き、印紙の購入が不要ですので、印紙購入通帳の更新は行いません。
- ❖ 日雇労働被保険者手帳の交付を受けている日雇労働被保険者に対して、印紙保険料の納付義務が発生します。

■ 法律により次のような行為は禁止されています。

- ❖ 雇用した者の日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙を貼らず、又は消印しないこと【労働保険徴収法第46条第1号】
- ❖ 必要な帳簿を備えておかず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をすること【労働保険徴収法第46条第2号】
- ❖ 行政庁により必要な報告、文書の提出又は出頭を命ぜられた場合に、命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出すること【雇用保険法第83条第3号、労働保険徴収法第46条第3号】
- ❖ 行政庁職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避すること【雇用保険法第83条第5号、労働保険徴収法第46条第4号】

労働契約の期間や賃金の決定・計算・支払いの方法・賃金の締切り・支払いの時期等について、事業主は労働者に書面を交付して明示することが必要です。

【労働基準法第15条、同施行規則第5条】

事業主は、賃金台帳などの書類を保存しておく必要があります。

【労働基準法第109条】

事業主が偽りの届出、報告又は証明をしたために、失業等給付が不正に支給された場合は、その失業等給付を受けた者と連帯して、事業主に失業等給付の返還に加えて、その二倍に相当する額以下の金額の納付を命じることになります。

【雇用保険法第10条の4第2項】

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、事業主の事業所等に立ち入り、関係者に対して質問、帳簿書類の検査をすることができます。【雇用保険法第79条】
また、悪質な場合には、詐欺罪として警察に告発します。

育児休業給付金の支給対象期間の延長手続について

1 次のような場合、育児休業給付金の支給対象期間を延長することができます

保育所における保育の実施が行われないなどの以下のいずれかに該当する理由により、子が1歳に達する日以後の期間に育児休業を取得する場合は、最長で、その子が1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象期間を延長することができます。

イ 育児休業の申出に係る子について、市区町村に対し、保育所（いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

ロ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者が、死亡、負傷、疾病、婚姻の解消、出産予定などにより、その子が1歳に達する日後の期間について、常態として、その子の養育が困難または不可能な状態になった場合

2 育児休業給付金の支給対象期間の延長申請手続について

延長申請については、①延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時、または②1歳到達日（誕生日の前日）を含む延長後の支給対象期間の支給申請時に、「育児休業給付金支給申請書」や賃金台帳、出勤簿などの支給申請書の記載内容を確認できる書類とともに、次のような延長事由を確認できる書類を添えて提出することが必要です。

【確認書類】

・保育所による保育が実施されない

・・・市区町村により発行された保育所入所不承諾の通知書などの証明書

（※1歳の誕生日までに保育の申込を行い、かつ1歳の誕生日において保育が行われ
ない、行われていないことが確認できるもの）

☆ただし、入所不承諾の通知書などが発行されない等の場合は、事前にハローワークまでご相談ください。

・養育を予定していた配偶者の死亡等の場合・・・住民票の写し及び母子健康手帳等

★次のような時は、延長が認められない場合がありますので、ご注意ください！

① 市区町村に保育所への入所について問い合わせたところ、定員超過のため次回の入所は困難であるとの説明を受け、入所申込を行わなかった場合（この場合、延長事由を証明することができません）

② 保育所への入所を市区町村に対して申し込んでいても、入所希望日を1歳の誕生日以後としている場合（例えば1月15日生まれの子について、年度初めの4月1日を入所希望日としている場合、誕生日以後の期間について、当面、保育が実施されないことの証明になりません。また、それぞれの市区町村の入所申込時期（期限）にもご注意ください）

ご不明の点は、事業所の所在地を管轄するハローワークにお問合せください

事業主の皆さまへ

「特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)」のご案内

この助成金は、自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を雇い入れる事業主を支援し、生活保護受給者や生活困窮者等の方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

生活保護受給者や生活困窮者を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します

以下の①～③のいずれにも当てはまる方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により常用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

① 生活保護受給者 又は 生活困窮者

▶「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。「生活困窮者」とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方であり、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方に限ります。

②自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方

▶自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。

③自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方

▶自治体からの支援要請を受け、自治体とハローワークにおいて定める就労支援期間内の方が対象です。

雇入れ日において上記全ての項目を満たす必要があります。詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

- ◆雇い入れた労働者に対する配慮事項などを支給申請にあわせて報告していただきます。
- ◆対象となる事業主の要件は、裏面をご覧ください。
- ◆雇入れから約6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

<支給額> ～対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給します～

| 対象労働者 | 企業規模 | 支給対象期間 | 支給額 | | |
|------------------|------|--------|------|------|------|
| | | | 第1期 | 第2期 | 支給総額 |
| 短時間労働者 以外の労働者 | 大企業 | 1年 | 25万円 | 25万円 | 50万円 |
| | 中小企業 | 1年 | 30万円 | 30万円 | 60万円 |
| 短時間労働者 | 大企業 | 1年 | 15万円 | 15万円 | 30万円 |
| | 中小企業 | 1年 | 20万円 | 20万円 | 40万円 |

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

<対象となる事業主の要件> 次のすべてに該当する事業主が助成金を受給できます

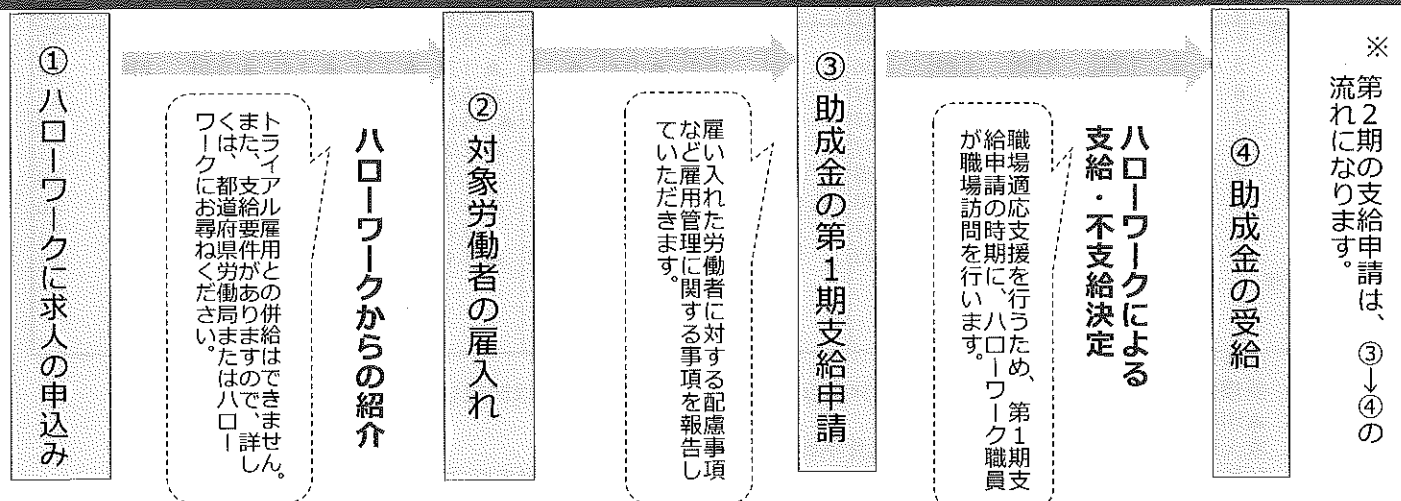
- ◆ 雇用保険の適用事業主であること
- ◆ 対象労働者（雇入れ日時時点で満年齢が65歳未満の人に限り）をハローワークなどの紹介によって雇用保険の一般被保険者として継続雇用することが確実であると認められること
- ◆ 対象労働者の雇用管理に関する事項を管轄労働局長に報告すること
- ◆ 対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勸奨退職を含む）をしていないこと
- ◆ 基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く）
- ◆ 対象労働者の雇入れ日前に本助成金の支給決定対象となった方のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日（以下「確認日A」という。）が基準期間内にある方が5人以上ある場合、それらの方が確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていないこと（対象労働者の雇入れ日前に特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金の対象になった方についても同じ）
- ◆ 対象労働者の雇入れ日前に本助成金の支給決定対象となった方のうち、助成対象期間の末日の翌日から起算して1年を経過する日（以下「確認日B」という。）が基準期間内にある方が5人以上ある場合、それらの方が確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていないこと（対象労働者の雇入れ日前に特定就職困難者雇用開発助成金の対象になった方についても同じ）
- ◆ 対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

<上記に該当する事業主であっても、以下に該当する場合は助成金が支給されません>

詳しくは事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください

- ・ ハローワークの紹介以前に雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
- ・ 対象労働者がハローワークの紹介時点で雇用保険の被保険者であるなど失業などの状態にない場合
- ・ 雇入れ日の前日から過去3年間に、職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けた事のある人をこの職場適応訓練を行った事業主が雇い入れる場合
- ・ 雇入れ日の前日から過去3年間に、この雇入れをする事業所と雇用、請負、委任の関係にあった人、または出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇入れをする事業所で就労したことのある人を雇い入れる場合
- ・ 雇入れ日の前日から過去3年間に、この雇入れをする事業所で、通算して3カ月を超えて訓練・実習などを受講などしたことがある人を雇い入れる場合
- ・ 雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向・派遣・請負・委任の関係によって、対象労働者を事業所で就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3カ月を超えて受講などしたことがある訓練・実習などを行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性などからみて密接な関係にある事業主がこの対象労働者を雇い入れる場合
- ・ 対象労働者が、雇入れをする事業所の代表者または取締役の3親等内の親族（配偶者、3親等以内の血族と姻族）である場合
- ・ 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
- ・ ハローワークなどの紹介時点と異なる条件で雇入れられた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、または違法行為があり、かつこの対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- ・ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことによって、高年齢者などの雇用の安定などに関する法律に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない場合

雇入れから支給申請までの流れ



茨城県雇用関係主要指標

| 年・月 | 新規求人数 | | | 新規求職申込件数 | | | 月間有効(月平均) | | 就職件数 全数 | 雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分) |
|---------|--------|------------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|--------|------------|-------------------------------|
| | 全数 | うち 2次産業 | うち 3次産業 | 全数 | うち 若年者 | うち 高齢者 | 求人全数 | 求職全数 | | |
| 25年度月平均 | 15,150 | 3,340 | 11,690 | 11,479 | 4,363 | 1,648 | 40,562 | 46,730 | 3,801 | 10,591 |
| 26年度月平均 | 17,004 | 3,552 | 13,285 | 11,079 | 4,048 | 1,722 | 46,385 | 43,022 | 3,677 | 8,943 |
| 27年度月平均 | 17,174 | 3,476 | 13,550 | 10,532 | 3,706 | 1,743 | 47,401 | 40,969 | 3,474 | 8,478 |
| 27年4月 | 16,612 | 3,380 | 13,047 | 14,036 | 4,723 | 3,081 | 47,342 | 45,602 | 4,480 | 7,677 |
| 5 | 15,095 | 2,869 | 12,088 | 10,504 | 3,751 | 1,753 | 43,665 | 44,021 | 3,540 | 8,637 |
| 6 | 16,378 | 3,690 | 12,539 | 10,937 | 3,928 | 1,732 | 44,056 | 43,142 | 3,713 | 9,104 |
| 7 | 17,541 | 3,702 | 13,681 | 10,226 | 3,723 | 1,614 | 45,076 | 41,887 | 3,525 | 9,256 |
| 8 | 16,911 | 3,217 | 13,554 | 9,325 | 3,411 | 1,344 | 46,352 | 40,623 | 3,021 | 9,285 |
| 9 | 15,679 | 3,531 | 11,998 | 10,089 | 3,602 | 1,530 | 46,409 | 40,083 | 3,355 | 9,083 |
| 10 | 19,617 | 4,078 | 15,367 | 11,139 | 3,874 | 1,822 | 48,941 | 41,120 | 3,429 | 8,520 |
| 11 | 16,417 | 3,142 | 13,111 | 8,690 | 3,140 | 1,350 | 47,991 | 39,223 | 2,944 | 8,449 |
| 12 | 14,991 | 2,978 | 11,896 | 7,733 | 2,683 | 1,231 | 46,698 | 36,718 | 2,752 | 8,090 |
| 28年1月 | 20,249 | 4,150 | 15,951 | 10,554 | 3,736 | 1,663 | 48,599 | 37,157 | 2,785 | 8,021 |
| 2 | 18,963 | 3,609 | 15,234 | 11,548 | 3,893 | 1,868 | 51,261 | 39,651 | 3,377 | 7,798 |
| 3 | 17,633 | 3,369 | 14,129 | 11,604 | 4,004 | 1,927 | 52,416 | 42,401 | 4,768 | 7,820 |
| 28年4月 | 17,446 | 3,365 | 13,977 | 12,635 | 4,008 | 2,903 | 48,525 | 43,298 | 3,666 | 7,383 |
| 5 | 16,502 | 3,331 | 13,019 | 10,464 | 3,534 | 1,870 | 46,895 | 42,654 | 3,477 | 8,519 |
| 6 | 16,844 | 3,486 | 13,219 | 9,938 | 3,363 | 1,709 | 47,240 | 41,053 | 3,499 | 8,873 |
| 7 | 17,776 | 3,707 | 13,940 | 9,055 | 3,194 | 1,460 | 47,331 | 39,765 | 3,039 | 8,563 |
| 8 | 17,394 | 3,397 | 13,859 | 9,226 | 3,300 | 1,352 | 48,055 | 39,182 | 2,953 | 9,276 |
| 9 | 18,463 | 4,191 | 14,083 | 10,183 | 3,513 | 1,482 | 50,207 | 39,452 | 3,412 | 8,691 |
| 10 | 19,003 | 3,838 | 14,969 | 9,908 | 3,350 | 1,745 | 51,087 | 39,398 | 3,384 | 7,935 |
| 11 | 17,150 | 3,511 | 13,460 | 8,114 | 2,780 | 1,391 | 50,325 | 37,487 | 3,054 | 7,834 |
| 12 | 15,822 | 3,213 | 12,462 | 6,841 | 2,315 | 1,116 | 48,369 | 34,269 | 2,713 | 7,268 |
| 29年1月 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |

| 年・月 | 求人倍率(季調値)(倍) | | | | 前年同月比増減率(%) | | | | | | | | 全 国 完全失業者 | |
|---------|--------------|------|------|------|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-------------------|
| | 新規 | | 有効 | | 新規求人 | | 新規求職 | | 就職件数 | | 受給者実人員 | | 実数 (万人) | 失業率 (季調値) % |
| | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | | |
| 25年度月平均 | 1.32 | 1.53 | 0.87 | 0.97 | 5.5 | 8.4 | ▲ 4.1 | ▲ 6.9 | ▲ 1.6 | ▲ 2.3 | ▲ 3.0 | ▲ 8.6 | 256 | 3.9 |
| 26年度月平均 | 1.54 | 1.69 | 1.08 | 1.11 | 12.2 | 3.6 | ▲ 3.5 | ▲ 5.7 | ▲ 3.3 | ▲ 5.3 | ▲ 15.6 | ▲ 11.4 | 233 | 3.5 |
| 27年度月平均 | 1.62 | 1.86 | 1.16 | 1.23 | 1.0 | 3.5 | ▲ 4.9 | ▲ 4.8 | ▲ 5.5 | ▲ 5.5 | ▲ 5.2 | ▲ 7.6 | 218 | 3.3 |
| 27年4月 | 1.57 | 1.77 | 1.11 | 1.17 | 0.1 | 0.1 | ▲ 6.6 | ▲ 7.8 | ▲ 1.6 | ▲ 4.8 | ▲ 3.9 | ▲ 6.5 | 234 | 3.4 |
| 5 | 1.55 | 1.78 | 1.12 | 1.18 | ▲ 6.3 | ▲ 4.0 | ▲ 8.9 | ▲ 10.8 | ▲ 9.6 | ▲ 10.4 | ▲ 7.6 | ▲ 12.6 | 224 | 3.3 |
| 6 | 1.60 | 1.79 | 1.14 | 1.19 | 4.6 | 6.8 | 1.1 | ▲ 0.4 | ▲ 4.5 | ▲ 2.5 | ▲ 2.7 | ▲ 5.8 | 224 | 3.4 |
| 7 | 1.65 | 1.82 | 1.15 | 1.21 | 7.2 | 4.3 | ▲ 5.5 | ▲ 5.9 | ▲ 2.1 | ▲ 6.2 | ▲ 7.1 | ▲ 8.2 | 222 | 3.3 |
| 8 | 1.60 | 1.84 | 1.16 | 1.22 | ▲ 0.7 | 4.9 | ▲ 4.1 | ▲ 4.0 | ▲ 0.6 | ▲ 4.3 | ▲ 5.1 | ▲ 5.9 | 225 | 3.4 |
| 9 | 1.55 | 1.83 | 1.14 | 1.23 | ▲ 12.9 | 0.9 | ▲ 13.0 | ▲ 11.7 | ▲ 12.3 | ▲ 11.6 | ▲ 6.7 | ▲ 7.1 | 227 | 3.4 |
| 10 | 1.67 | 1.01 | 1.16 | 1.24 | 7.5 | 5.4 | ▲ 1.2 | ▲ 4.0 | ▲ 10.7 | ▲ 8.2 | ▲ 8.1 | ▲ 7.3 | 208 | 3.2 |
| 11 | 1.56 | 1.90 | 1.15 | 1.26 | 2.6 | 9.3 | 1.8 | 0.3 | ▲ 5.6 | ▲ 0.5 | ▲ 2.0 | ▲ 3.4 | 209 | 3.3 |
| 12 | 1.55 | 1.90 | 1.16 | 1.27 | 1.2 | 6.2 | 3.7 | ▲ 1.7 | ▲ 4.6 | ▲ 3.7 | ▲ 3.5 | ▲ 6.3 | 204 | 3.3 |
| 28年1月 | 1.91 | 2.07 | 1.21 | 1.28 | 10.4 | 2.7 | ▲ 11.7 | ▲ 11.3 | ▲ 7.3 | ▲ 9.3 | ▲ 4.2 | ▲ 6.2 | 211 | 3.2 |
| 2 | 1.58 | 1.92 | 1.19 | 1.28 | ▲ 2.6 | 9.6 | ▲ 2.3 | ▲ 1.0 | ▲ 1.7 | ▲ 1.1 | ▲ 5.4 | ▲ 4.6 | 213 | 3.3 |
| 3 | 1.72 | 1.90 | 1.18 | 1.30 | 1.2 | 5.2 | ▲ 6.4 | ▲ 5.9 | ▲ 5.0 | ▲ 0.8 | ▲ 5.1 | ▲ 6.0 | 216 | 3.2 |
| 28年4月 | 1.87 | 2.06 | 1.21 | 1.34 | 5.0 | 3.9 | ▲ 10.0 | ▲ 11.0 | ▲ 18.2 | ▲ 10.2 | ▲ 3.8 | ▲ 8.9 | 224 | 3.2 |
| 5 | 1.74 | 2.09 | 1.24 | 1.36 | 9.3 | 10.3 | ▲ 0.4 | ▲ 1.3 | ▲ 1.8 | ▲ 2.3 | ▲ 1.4 | ▲ 5.5 | 216 | 3.2 |
| 6 | 1.80 | 2.01 | 1.28 | 1.37 | 2.8 | 5.7 | ▲ 9.1 | ▲ 7.8 | ▲ 5.8 | ▲ 6.3 | ▲ 2.5 | ▲ 7.5 | 210 | 3.1 |
| 7 | 1.85 | 2.01 | 1.28 | 1.37 | 1.3 | ▲ 1.1 | ▲ 11.5 | ▲ 10.9 | ▲ 13.8 | ▲ 1.6 | ▲ 7.5 | ▲ 10.5 | 203 | 3.0 |
| 8 | 1.73 | 2.02 | 1.25 | 1.37 | 2.9 | 8.8 | ▲ 1.1 | ▲ 1.3 | ▲ 2.3 | ▲ 0.8 | ▲ 0.1 | ▲ 3.7 | 212 | 3.1 |
| 9 | 1.83 | 2.09 | 1.26 | 1.38 | 17.8 | 9.1 | 0.9 | ▲ 3.2 | 1.7 | ▲ 2.6 | ▲ 4.3 | ▲ 8.0 | 204 | 3.0 |
| 10 | 1.80 | 2.11 | 1.26 | 1.40 | ▲ 3.1 | ▲ 1.1 | ▲ 11.1 | ▲ 11.1 | ▲ 1.3 | ▲ 8.5 | ▲ 6.9 | ▲ 9.3 | 195 | 3.0 |
| 11 | 1.82 | 2.11 | 1.28 | 1.41 | 4.5 | 7.7 | ▲ 6.6 | ▲ 2.1 | 3.7 | ▲ 3.3 | ▲ 7.3 | ▲ 7.9 | 197 | 3.1 |
| 12 | 1.88 | 2.18 | 1.29 | 1.43 | 5.5 | 7.8 | ▲ 11.5 | ▲ 7.2 | ▲ 1.4 | ▲ 5.0 | ▲ 10.2 | ▲ 9.3 | 193 | 3.1 |
| 29年1月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
 5. 平成27年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。